WithLive利用契約書

株式会社ハローおよび株式会社テックノウス（以下、２社を併せて「甲」という）と株式会社エムドーン（以下、「乙」という）とは、甲が運営・提供するインターネット上のウェブサイトおよびスマートフォン用アプリケーション「WithLive」（ウィズライブ）を通じて提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）を、乙が利用するにあたり、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結します。

第１条（定義）

1. 「本サービス」とは、甲が運営・提供するインターネット上のウェブサイトおよびスマートフォン用アプリケーション「WithLive」（ウィズライブ）において提供するサービスをいいます。
2. 「LIVE」とは、本サービス上において提供される、キャスト（本条第４項で定義されます。）とWithLive会員（次項で定義されます。）の１対１のビデオ通話サービスをいいます。WithLive会員はキャストが販売するLIVEを予め購入するにより、これを利用することができます。
3. 「WithLive会員」とは、WithLive会員規約を承認の上、本サービスの利用のために、WithLive 会員として入会を申し込み、甲が入会を認めた者のことをいいます。
4. 「キャスト」とは、本サービス上においてLIVEを販売・提供する者であり、キャスト利用規約および個別規約を承認の上、所定の方法により甲がキャストとして認めた者をいいます。キャストになるためには別途定められた所定の手続により承認を得る必要があります。
5. 「アカウント」とは、本サービスを利用するためにWithLive会員およびキャストに対して甲所定の方法により作成されるアカウントをいい、WithLive会員、およびキャストまたはキャストの所属事務所である乙が自ら管理するものです。
6. 「プラットフォーム」とは、対価を受領してビデオ通話を行うことを希望する者と、対価を支払ってビデオ通話を行うことを希望する者をマッチングさせるための場を自ら提供するサービスを意味し、そのようなサービスを提供するためのシステムを第三者に提供することは含みません。
7. 「紹介」とは、甲乙のいずれかの営業活動により、「LIVE」の提供を行う「キャスト」を獲得する行為をいいます。

第２条（本サービスの利用）

1. 甲は、乙に対し、乙所属のアーティストおよび乙が獲得したアーティストがキャストとして本サービスを非独占的に利用することを許諾します。
2. 乙は、本サービスにおいてキャストとしてアカウントを登録することを希望する者がいる場合、予め甲の別途定められた所定の手続によって承認を得てキャストとなるものとします。

第３条（乙の本サービス利用の条件）

1. 乙は、本サービスにおける乙所属および乙が獲得したキャスト（以下、本条では両方を合わせて「キャスト」といいます。）の管理・スケジュール調整、その他キャストの活動全般の補助に関する業務を行うものとし、甲に迷惑をかけないものとします。
2. 乙は、キャストに対して、本サービスに関するキャスト利用規約、プライバシーポリシーおよびその他の個別規約（以下、「本規約等」といいます。）を説明し、承認させた上で本サービスを利用させるものとします。乙がキャストの代わりに本サービスのアプリ操作を行う場合には、乙は、本規約等に予め同意の上、操作するものとします。また、乙は、キャストをして本契約の内容を遵守させるものとします。但し、本規約等と本契約が矛盾する場合には、本契約が優先して適用されるものとします。
3. 乙は、前項の利用規約等が変更となる可能性があることを予め承諾し、変更があった場合には、キャストに対して、同様にその内容を説明し、承認させた上で本サービスを利用させるものとします。但し、当該変更が乙又は乙のキャストの不利益を生じさせる又はそのおそれのある内容である場合には、変更後、３ヶ月以内に申し出た場合には、乙及び乙のキャストに対しては変更後の規約は適用されないものとします。
4. 乙は、キャストが、本契約、本サービスに関するキャスト利用規約または個別規約に違反し、あるいはその他不適当な行為をしていた場合には、これを注意し、当該違反行為を停止させるものとします。乙は、キャストの当該違反行為等により、甲が損害を被った場合には、かかる損害を直接かつ通常の範囲内で賠償するものとします。但し、乙が本項に定める乙の義務を履行していた場合には、乙は損害賠償義務を負わないものとします。

第４条（通信端末および ID、パスワード）

1. 乙は、キャストのために甲から付与された認証用データを記録した携帯電話端末等の通信端末（以下、「通信端末」といい、当該通信端末が通信を行うために SIM カード等の ICカード等が必要な場合、当該 IC カード等も含みます。）、アカウント、ID、パスワードの管理責任を負うものとします。
2. 乙は、キャストが会員資格を有する間、当該アカウント、ID およびパスワードを第三者に利用させ、または、貸与、譲渡、売買、質入等をすることはできないものとします。また、キャストが通信端末を他者に貸与、譲渡、売買、質入等する場合、キャスト資格が他者に利用等されないよう適切な措置を施すものとします。
3. 通信端末、アカウント、ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は乙が負うものとし、甲の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、甲は一切責任を負いません。
4. 乙は、キャストのアカウント、ID およびパスワードを第三者に知られた場合、通信端末を第三者に使用されるおそれのある場合には、直ちに甲にその旨連絡するとともに、甲の指示がある場合にはこれに従うものとします。

第５条（権利の帰属）

本サービスにおける著作物、著作権法上の一切の権利（著作権法第２７条、第２８条に定める権利を含む）、商標権、意匠権、所有権、その他一切の権利は、本契約で特別に定める場合を除き、地域、範囲、期間の何らの制限なく、独占的に甲に帰属するものとします。

第６条（収益の分配）

1. 乙は別紙1-1の料率表に従い、乙所属のキャストが販売・提供したLIVEによる収益（消費税込）を得るものとし、残額を甲が収受します。
2. 乙は別紙1-2の料率表に従い、乙の紹介によるキャストが販売・提供したLIVEによる収益（消費税込）を得るものとし、残額を甲が収受します。
3. 前2項の分配金は、LIVEを購入したWithLive会員からの現実の入金を元に、毎月末締めで計算するものとし、翌々月の末日までに、乙指定の下記口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は甲の負担とします。

記

銀行名：みずほ銀行 　　　　 支店名：新橋支店 　　 　　預金種別：普通

口座番号：2999755 　　　　 口座名義：カ）エムドーン

1. 以下の場合、甲は、乙に対して、第１項の分配金の支払いを行わないものとします。また、以下の場合で、甲が第１項の金額を既に乙に支払済みのときは、甲は、乙に対し、甲の定める方法により支払済の金銭の返還を請求することができるものとします。

　① 甲が乙に対して支払おうとする分配金が、甲の定める期間中に1000円に到達していない場合

　② 乙が甲の要求する銀行口座情報その他の情報等を所定の期限内に甲に提供しない場合

　③ 甲が乙又はキャストの責めに帰すべき事由によりWithLive会員に対して返金した場合、または乙又はキャストの責めに帰すべき事由によりWithLive会員に返金する必要がある場合（但し、乙が支払済の金銭を返還した後30日以内に、甲がWithLive会員に対し、甲が予め返金する旨を乙に通知した金額の全額を返金しなかった場合には、甲は乙が返還した金銭のうち、WithLive会員に対して返金を行わなかった残額を乙に支払うものとする。なお、乙は、甲に対し、甲が実際にWithLive会員に返金したことを示す資料の提示を求めることができるものとする。）

第７条（費用）

　　乙またはキャストの活動のための費用は、乙またはキャストが負担するものとし、甲は特別の合意がない限り、一切負担しないものとします。

第８条（譲渡禁止）

　　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、再許諾し、または担保の用に供する等の行為をしてはならないものとします。

第９条（機密保持）

1. 甲と乙は、本契約の内容および本契約に基づき知り得た相手方の技術上、営業上、経営上その他一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を本契約履行の目的外に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとします。但し、以下各号に定める情報は秘密情報に含まれないものとします。

　① 開示を受けた際または知得した際、既に自ら保有しまたは第三者から適法に入手していた情報

　② 開示を受けた際または知得した際、既に公知または公用であった情報

　③ 開示を受けた際または知得した後、自らの責によらず公知または公用となった情報

　④ 開示を受けた際または知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに適法に知得した情報

　⑤ 秘密情報によらず、独自に開発した情報

1. 前項にかかわらず、甲と乙は、裁判所の命令その他公的機関による法令に基づく開示の要求があった場合、事前に直ちに相手方に通知することにより、秘密情報を当該公的機関に限り必要な範囲で開示することができるものとします。また、乙は、乙の資金調達、買収に関する交渉、株式公開に必要な範囲では本契約の内容を開示することができるものとします。
2. 本契約の当事者は、本契約が終了した場合又は相手方から請求があった場合、相手方の秘密情報及び秘密情報に関する一切の書類、資料およびその複製品に関し、相手方の指示に従い返却又は破棄するものとする。

第１０条（サービスの提供条件）

1. 甲は、メンテナンス等のために、乙およびキャストに事前に通知またはアプリ内で公表することを条件として、本サービスを停止し、または変更することがあります。その場合において、甲は、一切損害を賠償しません。
2. 本サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段などは、乙またはキャストの費用と責任で備えるものとします。
3. 甲は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証しません。
4. 甲は、甲が提供するアプリケーションを現状有姿で提供するものであり、当該アプリケーションが正常に動作することおよび当該アプリケーションに一切の瑕疵のないことを保証しません。
5. 前各項の規定は、甲に故意又は過失がある場合の甲の責任を免除するものではありません。但し、システムないしプログラムの問題、及びサーバーの問題に関しては、甲に過失がある場合に限り、甲は責任を負うものとします。
6. キャストは、本サービスのシステムを電気通信回線を通じて甲の指定する設備に接続することによって甲の定める範囲内でのみ使用することができるものとします。
7. 本サービス内で甲が提供する全てのシステムに関する権利は甲が有しており、乙またはキャストに対し、特別の合意がない限り、甲が有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の実施または使用許諾をするものではありません。
8. 乙またはキャストは、本サービスのシステムをいかなる方法によっても複製、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他の利用をすることはできないものとします。

第１１条（運営者の責任）

1. 甲は、本サービスの内容、ならびに乙またはキャストが本サービスを通じて入手したコンテンツ及び情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる責任も負わないものとします。
2. 甲は、キャストが使用するコンピューター、回線、ソフトウェア等の環境等に基づき生じた損害について、賠償する義務を一切負わないものとします。なお、甲は別途定める方法により、キャスト及びWithLive会員に対して当該環境等について告知することがあります。
3. 甲は、WithLive会員やキャストが表現する情報等について何らの責任を負わないものとし、乙またはキャストは本サービスにおいて配信等するLIVEやキャストが表現する一切の事項について責任を負うものとします。
4. 甲は、本サービスにおける他のキャストおよびWithLive会員の一切の事項について何らの責任を負わないものとし、乙またはキャストは自らの責任に基づいて本サービスを利用するものとします。
5. 甲は、WithLive会員及び乙またはキャストが配信・記述する一切の事項について何らの責任を負いません。但し、キャストが配信・記述する内容に甲が関与していた場合にはこの限りではありません。
6. 甲は、WithLive会員と、LIVEの配信を現に受けている者との同一性について何ら責任を負いません。
7. 甲は、甲以外の第三者が提供するソフトウェアについて何らの責任を負わないものとし、乙またはキャストが本サービスにおいて甲以外の第三者が提供するソフトウェアを利用する場合、自らの責任で利用するものとします。
8. 前各項の規定は、甲に故意又は過失がある場合の甲の責任を免除するものではなく、甲の故意又は過失により乙またはキャストに損害が生じた場合、甲は当該損害を賠償するものとします。但し、システムないしプログラムの問題、及びサーバーの問題に関しては、甲に過失がある場合に限り、甲は責任を負うものとします。
9. 甲は、本サービスに関して、乙もしくはキャストと、WithLive会員もしくはその他の第三者との間で発生した一切のトラブルについて、関知しません。したがって、これらのトラブルについては、当事者間で話し合い、訴訟などにより解決するものとします。但し、甲の故意又は過失に基づくトラブルについては甲が責任を負うものとします。

第１２条（登録事項の変更）

1. キャストのアカウントについて、メールアドレス等の登録事項に変更のあった場合、すみやかに甲の定める手続きにより甲に届け出るものとします。この届出のない場合、甲は、登録事項の変更のないものとして取り扱うことができるものとします。
2. 乙またはキャストが登録事項を変更したことを甲に届け出なかった場合、本サービスを利用できなくなることがあり、その場合に甲はいかなる責任も負わないものとします。

第１３条（契約の解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約の規定の一にでも違反した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、違反是正期間として１０日程度の相当期間を定めて相手方に対し債務の本旨に基づく履行をなすよう催告し、当該期間内に履行がなされない場合、当該期間の経過をもって当然に本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

①本契約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき

② 本契約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、爾後相手方において違反を是正してもなお本契約の目的を達成することが困難であるとき

③正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき

④ 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が発送されたとき

⑤ 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき

⑥ その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき

1. 乙は3ヶ月前までに甲に通知することにより、本契約を解除できるものとします。当該解除により甲に損害が生じても、乙は、一切損害を賠償しません。但し、解除日以降にも乙のキャストのLIVEの予約が入っている場合は、乙は責任をもってキャストに対応させるものとします。
2. 第1項、第2項又は第3項の規定により、乙が本契約を解除した場合には、甲は乙に対して、それ以前のキャストのLIVEによる収益を第6条に従って分配する義務を負うものとします。

第１４条（修正・変更）

甲と乙は、書面による合意がない限り本契約の修正、変更等は、効力を有しないものとします。

第１５条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが現在以下各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを相手方に対して誓約します。

　① 暴力団

　② 暴力団員

　③ 暴力団準構成員

　④ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等

　⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者

　⑥ その他前各号に準ずる者

1. 甲及び乙は、自らまたは第三者をして、以下各号の行為を行わないことを誓約するものとします。

　① 暴力的な要求行為

　② 法的な責任を超えた不当な要求行為

　③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

　④ 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

　⑤ その他前各号に準ずる行為

1. 甲及び乙は、相手方が前２項のいずれかに違反した場合、相手方に対して何らの通知、催告等を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができ、当該違反により生じた損害全額（弁護士費用を含む）の賠償を請求することができるものとします。

第１６条（サービスの廃止）

甲は3ヶ月前までに乙に通知することにより、本サービスを廃止できるものとします。甲の措置により乙またはキャストに損害が生じても、甲は、一切損害を賠償しません。

第１７条（契約期間および地域）

本契約は、日本国を含む全世界地域について効力を有し、その有効期間は2018年12月●日から1年間とします。ただし、契約期間終了の3ヶ月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がない場合、本契約と同一条件でさらに１年間継続し、以後も同様とする。

第１８条（残存条項）

　　事由の如何を問わず、第８条、第９条、第１１条、第１３条、第１６条、第１８条ないし第２４条の規定は、本契約終了後もなお効力を有するものとします。

第１９条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項またはその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社およびキャストは、当該無効もしくは執行不能とされた条項または部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
2. 本規約のいずれかの条項またはその一部が、あるキャストとの関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、他のキャストとの関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第２０条（準拠法・管轄裁判所）

甲と乙は、本契約に関する一切の紛争について、準拠法を日本法とし、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第２１条（信義履行）

甲、乙は、本契約が遅滞なく履行されるよう努力し、各々信義に基づき誠実にこれを行うものとします。

第２２条（連帯責任）

株式会社ハロー及び株式会社テックノウスは、連帯して本契約に基づく乙に対する債務を履行する責任を負うものとし、他方が債務を履行できなくなった場合でも、全ての乙に対する債務を履行する責任を負うものとします。なお、本契約開始前に株式会社ハロー及び株式会社テックノウスが共同で「WithLive」を運営していることがわかる書面を乙に提示するものとする。

第２３条（確認事項）

乙は、本サービスと類似するプラットフォームのサービスを提供しないものとします。

第２４条（特約）

甲が定めたキャスト利用規約のうち、第５条、第６条、第７条第５項t号及びu号、同条第８項ないし第１０項、第８条、第１０条第１項第２文、同項c号、g号及びh号、同条第３項、第１１条、第１２条k号、第１４条、第１７条、並びに第１８条については、乙及び乙のキャストに対しては、適用しないものとします。また、キャスト利用規約第１３条第２項の規定は、同規約第７条第９項に定義される「キャスト表現情報」に関しては適用されないものとします。

以上、本契約締結の証として本書3通を作成し、株式会社ハロー、株式会社テックノウスおよび株式会社エムドーンが各々記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

2018年　月　日

甲 ）

株式会社ハロー

東京都渋谷区代官山町1-6 広田代官山ビル7F

代表取締役社長 　須藤　雄毅

株式会社テックノウス

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野2380-2

代表取締役　　　　大島　翼

乙）

株式会社エムドーン

東京都渋谷区渋谷四丁目5番5号

代表取締役　　　島　裕晃

別紙1-1

別紙1-2